

No. 15

制 度 名	被災住宅復興支援事業	主管課名	住宅課企画調整 G		
		問合せ先	029-301-4754		
目的・趣旨	市町村が実施する被災住宅復旧のための利子補給事業を支援する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 被災住宅の補修及び建替並びに当該住宅宅地の復旧に関して、市町村が実施する以下の利子補給事業</p> <p>[補助要件等] ○利子補給対象者 被災者生活再建支援制度における大規模半壊以下の被災者で、金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧（補修等）を行う者。 ※支援金の上限額（300万円）を受給する大規模半壊等の被災者は除く。 ○利子補給期間：5年間 ○利子補給率：1.0% ○利子補給対象融資限度額：640万円 ※宅地を復旧する場合は390万円 住宅・宅地両方を復旧する場合は1,030万円 ○事業の対象期間：令和3年3月31日までに融資実行</p> <p>[対象経費] 市町村利子補給事業の実施に要する経費（被災者に補給する利子相当額） ※ただし、事務費、人件費は除く。</p> <p>[補助限度額等] 特になし</p> <p>[経費負担割合] [対象団体]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
-		-	10/10	-	-
[令和6年度当初予算額] 396千円		[令和6年度補助対象団体] 7団体			
<p>[備考] 新規受付は終了。 過年度交付決定した者に係る債務負担分の申請のみ受付。</p>					